

平成27年第6回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成27年3月12日（木）14時00分から15時53分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、理事 中村潤、総務部長 川添弘人、
教育企画部長 吉田法稔、教育振興部長 辰田一郎、総務課長 大場茂嘉、
教職員課長 原田靖、義務教育課課長補佐 井手優二

6 会議

14時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議（1）「市町村立学校長の人事について」、協議（2）「県立学校長の人事について」、協議（3）「県立学校事務職員の人事について」及び協議（4）「事務局等職員の人事について」は、奥田委員から、いずれも人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）その他

- ・平成27年2月定例県議会における教育委員会答弁要旨

城戸教育長から、2月定例県議会における教育委員会関連の代表質問、一般質問に対する以下の答弁要旨について説明があった。

（代表質問）スポーツ人材の県外流出について、学力格差の現状認識について、県独自の学力テストの取組について、市町村教育委員会の独自性の発揮による学力等向上について、教育委

員会制度の在り方について、福祉教育について、特別支援学級について、通級指導教室について、県立高校の活性化について等

(一般質問) 人づくりへの取組について、セントラルパーク構想と今後の県立美術館の在り方について、総合教育会議について、政令市教育委員会との連携について、高等学校における防災教育について、高等学校における自転車の安全講習の効果について等

次いで、宮本委員から、本県独自の学力調査である理科、社会、英語についての実施期間、成果について質問があった。

これに対して、辰田教育振興部長から、平成19年度からの実施で今年度で8年目であり、結果については横ばいではあるが、地域間格差は徐々に減少している旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、各地域、家庭においては、経済格差等様々な問題がある。そのような問題を整理し、現場の実態をより認識して、教育に取り組んでいく必要がある旨の意見があった。

また、城戸教育長から、全国学力・学習状況調査の結果が良かった大阪の学校について調査を行ったところ、特別なことは行っておらず、現場の教員が児童生徒達に対して密接に関わり、決して甘やかすことなく指導を行い、そのことを保護者に徹底して理解を図っているという現状であった。そのようなことを地道に行っていく必要があるのではないかとの説明があった。

また、住吉委員長から、県教委として、教員の指導力強化、教員の資質向上を図るとともに、学校を中心に、家庭・地域の教育環境を整備・支援していくことが大事であると思うので、そういったことを踏まえて取り組んでもらいたい旨の意見があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、本案件についての協議は終了した。

(2) 議事

- ・第6号議案 福岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第7号議案 福岡県教育委員会会議の傍聴に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- ・第 8 号議案 福岡県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第 9 号議案 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第 10 号議案 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第 11 号議案 福岡県教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則の制定について

第 6 号議案から第 11 号議案までについては、いずれも「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の制定に伴う福岡県教育委員会規則の一部改正に係る案件であるため、一括して審議することとされた。

大場総務課長から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が制定されたことに伴い、関係する 6 つの福岡県教育委員会規則について、所要の規定の整備を行うものである旨の説明があった。主な内容としては、改正法の制定により、教育委員長と教育長が一本化され、教育委員としての身分を有しない、いわゆる新教育長が置かれることに伴い、関係する条項について「委員長」を「教育長」に改める等である旨の説明があった。なお、施行年月日は平成 27 年 4 月 1 日であるが、教育長が従前の例により在職する場合には、改正前の規定については、なおその効力を有する経過措置を設けることとしている旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から意見の有無を問い、第 6 号議案から第 11 号議案までは原案どおり可決された。

- ・第 12 号議案 福岡県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則の制定について

井手義務教育課課長補佐から、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものである旨の説明があった。なお、今回の改正は、引用条項の整理を行うものであり、福岡県教科用図書選定審議会規則の内容や運用に変更が生じるものではない旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、引用条項が変更となった理由について質問があった。

これに対して、井手義務教育課課長補佐から、福岡県教科用図書選定審議会規則第 1 条の引用法令である「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」において、第 7 条が削除されたことに

より、今回の改正規則に引用している同施行令第11条が第10条へ繰り上がったことによるものである旨の説明があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、第12号議案は原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から、傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

(3) 協議

- ・市町村立学校長の人事について

原田教職員課長から、平成27年度当初の市町村立学校長の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で議案として審議することとなった。

- ・県立学校長の人事について

原田教職員課長から、平成27年度当初の県立学校長の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で議案として審議することとなった。

- ・県立学校事務職員の人事について

大場総務課長から、平成27年度当初の県立学校事務職員の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で議案として審議することとなった。

- ・事務局等職員の人事について

城戸教育長から、平成27年度当初の県教育委員会事務局等職員の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で議案として審議することとなった。

住吉委員長が閉会を宣言し、15時53分閉会した。